

平成19年12月6日

起動操作中の1号機における運転上の制限の逸脱ならびに復帰に  
関する調査結果について

平成19年10月30日、原子炉起動操作中の1号機において、原子炉保護系における原子炉圧力の計測に用いている計器の元弁が、本来開いているべきところ閉まっていたことにより、計測が正しく行われていなかったため、保安規定に定める「運転上の制限\*」を満足していないと判断しました。また、非常用復水器系においても動作不能であると判断し、「運転上の制限」の逸脱と判断するとともに起動操作を中断いたしました。

その後、閉まっていた計器の元弁を開き、原子炉保護系および非常用復水器系における原子炉圧力の計測が正常に行われていることを確認し、「運転上の制限」を逸脱している状態から復帰いたしました。

なお、原子炉起動操作は、類似の弁について問題がないことを確認した上で、11月1日に再開しております。

本事象による外部への放射能の影響はありません。

(平成19年10月30日、11月1日お知らせ済み)

調査の結果、原子炉起動前の最終確認時(10月22日)に、当該計器の元弁が開いていることを協力企業作業員(2人1組)が確認しており、問題となる点は確認できなかったことから、当該計器の元弁が閉まっていた原因の特定には至りませんでした。想定される要因を検討した結果、以下の要因が抽出されました。

- ・原子炉起動前の最終確認時に、当社社員が立ち会っていなかったことから、確認方法に不備があった場合に当該計器の元弁が閉まっていることを確認できなかったこと。
- ・当該計器の元弁の開閉状態を示す表示がないため、開閉状態がわかり難いこと。

抽出した要因について、以下の対策を実施することといたしました。

- ・今後、保安規定に定める計器の元弁に対する原子炉起動前の最終確認には、当社社員が立ち会って確実に実施する。
- ・保安規定に定める計器の元弁については、開閉状態を容易に判別できる表示を計画的に取り付ける。

以上

\* 運転上の制限

保安規定では原子炉の運転に関し、「運転上の制限」や「運転上の制限を満足しない場合に要求される措置」等が定められており、運転上の制限を満足しない場合には、要求される措置にもとづき対応することになる。

